

食品表示基準の一部を改正する内閣府令案 附則修正案 (平成31年1月25日時点)

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成三十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令の施行前にこの府令による改正前の食品表示基準により遺伝子組換え食品に関する事項を表示した加工食品（業務用加工食品を除く。）及び生鮮食品（業務用生鮮食品を除く。）は、この府令の施行後においても販売することができる。